

お知らせ

あなたは所得税や住民税の申告をする必要があるでしょうか？

スタート 平成23年1月1日現在、山武市に住民登録していますか？

いいえ

住民税の申告は1月1日現在の住民登録地の市町村へ提出してください。
(所得税申告は現住所地の管轄税務署へ)

はい ↓ 平成22年中に収入はありましたか？あった場合は次のどの収入ですか？

いいえ

同居の家族の扶養になっていましたか？

はい

申告の必要はありません

給与収入ですか？

はい ↓

年末調整は済んでいますか？

はい ↓

給与以外の所得がありましたか？

はい ↓

給与以外の所得が20万円を超えていますか？

はい ↓

所得税の確定申告が必要です

年金収入ですか？
(※1)

はい ↓

扶養や保険料など控除するものはありますか？

はい ↓

確定申告または住民税の申告が必要です

いいえ

2ヶ所以上から給与をもらっていますか？

はい ↑

住民税の申告が必要です

給与・年金以外の収入ですか？

はい ↓

所得税の確定申告が必要です

いいえ

申告の必要はありません

勤務先から給与支払報告書が市役所に提出されていますか？(勤務先へご確認ください)

はい ↓

申告の必要はありません

別居の家族の扶養になっていましたか？

いいえ ↓

住民税の申告が必要です(扶養されている親族の住所・氏名などを記入)

はい ↓

住民税の申告が必要です(扶養されている親族の住所・氏名などを記入)

【注意】収入が無かった場合でも住民税の申告が必要な場合があります。
上記のフロー図により申告が必要ないとされた方でも、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減判定やその他の行政サービスを受ける上で申告が必要となることがあります。
また、所得の証明を必要とする場合は、申告がされていないと証明書を発行することができません。

※1 年金収入の方でも、複数の年金を受給されている方や、個人年金等を受給されている方は申告が必要になることがあります。

◆申告に必要となる主なもの

共通

印かん・申告書(お手元にある場合)

給与・年金所得

源泉徴収票(原本)または収入金額を証明するもの

事業所得(農業・営業・不動産)

収支内訳明細書または収入や経費がわかる帳簿・書類

雑所得(個人年金・内職など)

保険会社などから送付される通知

一時所得

保険満期の通知など

医療費控除

医療費などの領収書(対象とならない場合もあります。)

※保険金などで補てんされた場合は、その金額のわかるもの

社会保険料控除

国民年金保険料控除証明書
国民健康保険税、後期高

齢者医療保険料、介護保険料については納税通知書、領収書などで納付額をご確認ください。

※電話によるお問い合わせは、個人情報保護のためお答えできないことがあります。

※注意 平成22年10月1日付で郵送された控除証明書の印影に誤りがあったことがわかりましたので、社会保険料控除の添付書類には日本年金機構から再送付された「訂正版」もしくは「再発行」と表示がある控除証明書をご使用ください。そのほかにも、申告内容により必要となる書類があります。

生命保険料控除・地震保険料控除

保険会社などが発行する控除額証明書

寄附金控除

寄附金の発行する寄付金受領証明書

住宅借入金等特別控除

平成22年中に10年以上のローンでマイホームを取得し、住宅借入金等特別控除を受ける方は、源泉徴収票(原本)、購入者本人

の住民票、収入印紙の貼付された売買契約書または請負契約書(写し)、登記事項証明書(原本)、金融機関の借入金年末残高証明書、計算明細書(税務署・市役所課税課にあります)

所得税が還付となる場合

金融機関の口座番号のわかるもの(申告者本人名義に限る)

◆事業所得の方は収支内訳書の添付を

営業・農業・不動産所得を申告される際は、総収入金額や必要経費の内訳を記載した「収支内訳書」を作成のうえ申告会場においてください。

◆譲渡所得の申告について

平成22年中に土地(借地権)や建物等の不動産を売却になった場合、ゴルフ会員権や株式等の資産を売却になった場合は、譲渡所得等について所得税の確定申告が必要です。

なお、譲渡所得の申告については税務署でお願いします。